

政治的道義より法的形式が重要？

本多市議) 係争中の住民訴訟についてどのような請求なのか。

金子) 自治基本条例をめぐる懇談会が地方自治法違反であり、違法な会議体に報酬を払うのは不適切であるということで住民監査請求を致しました。住民監査請求が却下されたのを受けて、同じ趣旨で武蔵野市の執行者である松下市長と邑上前市長にそれぞれ市に当該額を返還するよう求める訴訟です。

本多市議) 司法判断が出ていない状態で執行を見送って欲しいとの根拠は

金子) 総務省に確認したところ、係争中であるから執行を見送る法的規定はないと説明を受けました。ただ、道義的というか政治的な判断として、自治基本条例に疑義がもたれている状況での周知事業は宜しくないのではないかと考えています。他の自治体においても、懇談会が附属機関か否かという問題について、平成25年6月25日の大阪高裁の判決をはじめ幾つかの判例が出ています。自治基本条例を制定する過程において瑕疵がある状況で執行して良いのか、議員・市当局の皆さまにお考えいただきたい。

そもそも周知事業は出来るのか？

小林市議) 当時の賛否にとられる必要がない理由は。

金子) これは、時系列で整理したいと思います。自治基本条例周知事業を含む予算案が可決されたのは令和4年3月28日です。監査請求の判断が出ていない状況で、市議の皆さまは予算案に賛成された。翌日3月29日、武蔵野市監査委員会は私どもの監査請求を時効により却下しました。つまり、市議会で予算案の賛否が問われた時点において、自治基本条例の適法性は訴訟の対象となっていなかった。私共が4月26日に訴訟を提起して受理され、市が応訴して係争状態になりました。状況が変わったということは、このことを申し上げています。いわば「天下のお白洲」に出たわけであり、その前と後の判断は変わってもよいのではないかと思います。

小林市議) 懇談会は附属機関かということを確認したい。また、自治基本条例自体が無効と考えているのか。

金子) 自治基本条例が無効であるか否かとの判断は裁判所に委ねられており、私としては確定的なことは申し上げようがありません。ただ、附属機関である否かは、懇談会の委員に何が支払われていたかによって決まる、と思っております。私どもが情報公開請求を致したところ、懇談会の委員には「報酬」が支払われておりました。地方自治法には、普通地方公共団体の非常勤職員に「報酬」を支払うとあります。それゆえ、懇談会の委員は特別地方公務員であり、従って、附属機関と理解するしかないと考えます。

小林市議) 陳情書に書いてある性急な周知事業とはどのようなことか。

金子) 第19条に別の条例で定めるとした住民投票制度の内容を如何なる形で周知するかは非常に難しいです。そもそも、住民投票制度について市民の納得が得られるものがない現時点で、そもそも周知事業ができるのか疑問に思っております。これに関連して申し上げますが、生涯スポーツ課が所管する武蔵野地域自由大学の五大学共同教養講座において、成蹊大学の武田真一郎教授が「武蔵野市住民投票条例の制定に向けて」と題する講義をされる予定です。「制定に向けて」という表現は一定の方向に誘導するものではないかと思ひまして、生涯スポーツ課に聞いてみたところ、そのような意図はないとの回答がありました。このように言葉の選び方は非常に難しく、自治基本条例の周知事業でもこういった議論が出てくるのではないか。そこのところについて、これは行き過ぎた表現ではないか、バランスをとって書いたほうが良いのかなど、良識ある市議会議員の先生方に助言する機会を作っていただきたい。

要綱行政という「市民」参加を否定するのか？

内山市議) 憲法94条に照らして不適切という論理がよくわからない。

金子) 憲法第94条に「地方公共団体は、……法律の範囲内で条例を制定することができる」と書いてあります。法の範囲内とは、憲法を頂点として地方自治法や様々な法律の範囲内ということです。今回、この条例の制定過程に疑念が示されているわけです。疑念が出ているということは自治基本条例が憲法を頂点とする法体系の外にあるかもしれないということであり、そうした条例の周知事業を進めるということは憲法第94条に照らして妥当であるか。この点について、私共は妥当でないと考えています。

内山市議) 武蔵野市は要綱行政という言葉ができたぐらい要綱による市民参加で様々な条例を制定や計画を作ってきた。憲法第94条に抵触するから執行できないとなると、これまでの武蔵野市政はなんだったのかということになる。自治基本条例の策定に議会がどう参加するか枠組みを議論した。議員が市長の附属機関に入ることができないということがあった。そうした経緯は知っているのか。

金子) そのような事実があったことは、一部ですが存じています。内山議員の主張は一つの論として承りました。ただ、この要綱行政については当時から様々な問題点が指摘され、平成7年に地方自治の仕組みは大きく変わりました。それまでは要綱行政で良かったとしても、それ以降は、地方自治体も内規ではなく条例をメインで行政を運営するよう要請されていると御承知頂きたいと思います。

「見送る」の定義は柔軟に考えて欲しい

菊池市議) 自治基本条例の懇談会は条例に基づき懇談会を作ればよかったということか。

金子) その通りです。

菊池市議) 陳情の記書きについて、1にこだわるというわけではない。

金子) 「見送る」という言葉の定義が難しいかもしれませんが、柔軟に御解釈を頂ければと存じます。

判決が出るまでは違法でない

橋本市議) 陳情の要旨の司法判断前の執行は憲法第94条に抵触する、というのがよくわからない。なぜ不適切なのか。

金子) 私共は「法律の範囲内で」というところに着目しました。つまり、この条例が果たして法律の範囲内にあるかどうかを問うているわけですし、それゆえに「第94条に照らして」と申し上げております。法律的には、周知事業をしてはいけないということではありません。前回12月の陳情の際に橋本議員と質疑応答をした際、外国籍の方に住民投票権を認めても良いという判例がある、と橋本議員は仰った。これに対し、認めなくても良い、と私はお答えしました。そのロジックと同じと私は思っております。

橋本市議) 裁判所がどういう判断をするかわからないが、判決が出るまでは違法でない。周知事業、自治基本条例そのものを止めなければならない法的義務はない。これは陳情者の見解だ。

金子) はい。ですから「陳情」。情を陳(の)べています。この裁判、原告勝訴・被告敗訴ということになれば、市当局が控訴するには、市議会で議決が必要になります。その時点で皆様にはいろいろとお考え頂きたいと思う次第です。